

佐賀県規則第22号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和34年佐賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、佐賀県知事の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を佐賀県人事委員会に委任する。 (1)～(40) 略 (41) <u>多久小城医療組合</u> と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（令和4年佐賀県告示第24号）第3条第2項、第5条及び第6条に定める事務	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、佐賀県知事の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を佐賀県人事委員会に委任する。 (1)～(40) 略 (41) <u>多久小城医療企業団</u> と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（令和4年佐賀県告示第24号）第3条第2項、第5条及び第6条に定める事務

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。